

第 3 2 号議案

東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業施行規程及び東三河都市
計画事業豊川駅東土地区画整理事業施行規程の一部改正について

東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業施行規程及び東三河都市計画
事業豊川駅東土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のように定
めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業施行規程及び東三河都市
計画事業豊川駅東土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「年 6 パーセントの割合」を「法第 1 0 3 条第 4 項
の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

- (1) 東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業施行規程（平成 7 年豊川
市条例第 1 0 号）第 2 8 条第 4 項
- (2) 東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業施行規程（平成 7 年豊川
市条例第 1 1 号）第 2 8 条第 4 項

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金を
分割徴収し、又は分割交付する場合に付す利子の率を改定する必要があるから
である。